

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年7月24日（平成27年（独情）諮問第33号）

答申日：平成28年12月22日（平成28年度（独情）答申第72号）

事件名：「業務処理マニュアル」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「業務処理マニュアル全編最新版」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表1ないし別表6の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく平成25年4月5日付け（受付4月8日）の開示請求に対し、日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成26年1月15日付け年機構発第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、特定の数字や記号の部分を除き、開示されるべきであるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 本件対象法人文書は、「業務処理マニュアル」の全編分である。

処分庁は、部分開示の処分の為し、不開示とした部分とその理由として、被保険者・受給権者等からの相談及び届出処理等に関する取扱いの一部については、法5条1号及び同条4号該当をあげている。

イ 法5条1号に係る判断については、権利侵害情報は不開示範囲を広げる方向に働くものであるから、当規定の適応に当たっては原則公開の観点から相当に慎重でなければならない。また、同条4号の適応に当たっては、処分庁に広範囲な裁量権限が与えられているのではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らして、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での適正な遂行と言えるものであることが求められる。支障の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求

され、おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

ウ 本件不開示部分のほとんどは、単に通知文書等の表題程度であって具体的に個人の権利利益を害するものとは考えられない。他の部分についても、万一、公開原則を否定してでも不開示にしなければならない蓋然性が肯定される場合であったとしても、関係集団の属性に係る特定の数字や記号等の不開示で足りる。特定の属性に関して特定の事務取扱いをするのであれば、開示の上で広く説明を尽くすことが優先されるべきであって、世間やメディアに騒がれると面倒である程度のことを支障とは言わない。

エ 以上のとおりであるから、処分庁の不開示処分に理由はなく不当である。従って、本件対象法人文書は、特定の数字や記号の部分を除き、開示されるべきである。

(2) 意見書

諮問庁の理由説明書を受けて、上記(1)の異議申立ての理由に沿って、資料を付して補足する。

ア 諮問庁は「特定個人A」及び「特定個人B」として、各々法5条1号の個人の権利利益を害するおそれを説明しているかのようであるが、何を述べているのか不明である。「保護するための手法」を詳細に示すことや「取扱いを区別していること」が公になることが、個人の権利利益を害する事態を招くとの論であるようだが、かくの如き一般論ですべての取扱いを不開示情報とすることは、法の趣旨を否定することになる。

各々、どの程度まで公開し、何を公開すると具体的に個人の権利利益を害する事態を招くのかを検討するべきである。

イ まず、資料1により、本件処分前の同一文書に対する開示処分通知を示す「2 不開示とした部分とその理由」は、法令等により保護の措置が必要とされる者及び機構の業務上の必要性により取扱いを区別している者で年金分割記録を保有する者が変更・追加した新たな基礎年金番号と明示されている。

前者も後者も、他の被保険者と同様に等しく社会保険に加入する権利と義務を有しており、受給権を得れば法定額の給付を受けるべきことは言うまでもない。また、社会保険制度では性別により異なる取扱いを法定しているのであるから、運営主体である機構が、当該者の「年金分割記録」について取扱うことも既知の事実である。「特定個人A」及び「特定個人B」に係る年金事務などと意味不明な表現は不要である。そのうちの「基礎年金番号」が不開示処分対象であるとする判断は首肯できる。

仮に、より多くの国民が資料1に係る開示処分を目にしておれば、「2 不開示とした部分とその理由」のみから、基礎年金番号の特定配列文字列に特定の意味を持たせる愚策を見抜き、早期に指摘することができたかもしれず、その意味からも機構の事務の透明性確保は重要である。

ウ そこで、資料1の処分通知にて開示された文書のうち、本件処分により不開示とされた部分の一部を、資料2により示す。不開示範囲は本件処分より狭く、基礎年金番号等の数字部分のみの不開示である。目次の項目名、参考の通知文書名、疑義照会文書名、その他本文詳細部分も開示されている。

本件処分の時点で特段個人の権利利益を害する事態が発生したとの報道はない。では、何故本件不開示処分を強行したのか。

エ 資料3で示すとおり、特定文字配列の基礎年金番号漏えい事件が発生したことが分かる。諮問庁の区分では「特定個人B」に係るものと思われる。記事では、少数特定階層に係る事務取扱いについて特定配列文字列を付番した点と、これが漏えいした点の2点を指摘している。機構は当該事件で批判されたが、だからと言って、これらの取扱いのすべてを不開示にすることは短絡的である。

機構が取扱う年金事務においては、男女別に受給権の要件が異なるのであるから、何らかの方法でこれを区別することはシステム上の必然であろう。また、配偶者に係る加給年金や離婚時年金分割等年金の制度上からも、夫婦の関係から基礎年金番号を慎重に取扱うためのシステム上の仕組みも必要であろう。

しかしながら、上記漏えい事件の問題の本質は、就職時に事業主に提示する等、不特定多数の者の目に触れる基礎年金番号の特定配列文字列に特定の意味を持たせるという不見識極まりない判断自体にあるのである。

ところで、諮問庁は、「特定個人A」に関する記述についてのみ、4号該当性に関して、「管理手法が流出した場合、新たな手法・システム改修等」にまでおよぶとその理由を明らかにしている。確かに、そうした事態の発生は回避されなければならない。しかしながら、この論は破たんしている。

「特定個人B」に係るものと思われる当該漏えい事件では、「管理手法が流出した」ことにより、「新たな手法・システム改修等」が求められたのではなく、既述のとおり、基礎年金番号の特定配列文字列に特定の意味を持たせるという「管理手法」が広く国民の知るところとなり、「不適切不当な」「管理手法」であるとの批判が広がった故に、「新たな手法・システム改修等」が求められたに過ぎない。

つまり、この事件から明らかになったことは、特定配列文字列を付番するという制度設計自体に不備があったということである。その不備が、特定配列文字列が漏えいしたことによって明確になったのである。

オ 仮に、一切の管理手法が当初から諮問庁の論に従って不開示とされていた場合、当該漏えい事件は発生しなかったであろう。しかし、数年にわたり「特定個人A」、「特定個人B」に対する特定配列文字列付番が続けられた場合、個人の権利利益を害する事態は生じなかったであろうか。実務の流れから想定すれば恐らくは、より広範かつ重大な実害を個々人に与えたであろう。

企業の総務担当者や社会保険労務士などの実務担当者にとって、基礎年金番号の最初の4ケタには、年金手帳取得時に在住在勤した地域ごとに割り当てられた特定配列が利用されてきたことは常識である。そこに意味不明のまったく新しい特定配列文字列が散見されることになれば、当然その意味に疑問を抱く者も少なからず出てくる。そして、多くの企業等に個人の基礎年金番号が保持されてしまった後に、「特定個人A」、「特定個人B」を示す文字列ではないか、との推定がなされれば、時すでに遅く、特定配列文字列基礎年金番号保持者は「特定個人A」、「特定個人B」であろうとの憶測が流れ、まさに諮問庁の主張する「無用の興味の対象となり得」、「悪用される恐れ」が生じるのである。

図らずも当該漏えい事件は、その運用の初期に、法による開示があったからこそ、機構の「不適切不当な」「管理手法」を是正させる結果になったのである。従って、「特定個人A」に係る諮問庁の4号該当性主張には理由がない。ちなみに、諮問庁は、「特定個人B」に係る4号該当性の理由を具体的にはまったく論じていないが、仮に「特定個人A」に係る理由と同一の主張であるとしても、既述のとおり「特定個人B」に係る諮問庁の4号該当性主張も同様に理由がない。

カ さらに「特定個人A」に関しては、資料5のとおり、本省はその事務取扱い文書を全部開示しており、さらにこの中で、「特定の配列でない基礎年金番号を付番すること。」と指示して、特定配列文字列を付番した機構の「管理手法」を否定している。

また、「特定個人B」に関しても、その事務取扱い文書をすでに本省各課、内閣府が開示している（資料6は内閣府ホームページ公表分を平成25年11月8日被保険者に異議申立人がダウンロードしたものである。資料7は本省保険局が平成26年8月に開示したものである。資料8は本省保険局国民健康保険課から、広く一般に提供しているからとの理由により、法による開示ではなく、情報提供サ

ービスとして平成26年8月1日に入手したものである。)

これらの行政文書が主管行政当局により開示されているのであるから、1号イの慣行として公にされている情報に該当し、処分庁がこれらの関係情報を敢えて不開示にする理由はない。

キ さて、既述の流出事件が明らかにしたように、そもそも機構に個人情報管理に関する明確な規律、基準がなく、さらに組織全体で統一的に管理する仕組み自体が曖昧である。

本件不開示情報の他の部分についても同様の問題がある。

要領9号年金給付の1裁定16脱退手当金請求書の「脱退手当金の計算例」では、被保険者氏名と生年月日が不開示とされている。資料1より、特定個人の氏名と生年月日が記載されているため、不開示はやむを得ない。あるいは仮名であるかもしれないが、万一同姓同名同生年月日の者がいれば当該者の個人情報と誤って理解される可能性も否定できない。

しかし、全国312か所の年金事務所を始め、各事務センター、各ブロック本部等、多くの場で多くの職員が利用する業務処理マニュアルに、特定個人のものと思われる氏名と生年月日を使用する判断自体が見識である。仮名表記な方法などいくらでも工夫の余地があろう。

ここでも、機構の「不適當不当な」「管理手法」が問題なのであって、これを不問にして不開示判断をすることは法の趣旨に反している。

ちなみに、本件処分によるその他の不開示部分についても、権限職名や証明書様式例など、同一記載内容であるにもかかわらず、分冊ごとに開示不開示が不統一であり、不開示根拠の曖昧さがうかがわれる点を指摘しておく。

ク 機構の実務運営の具体的な問題について、厚生労働省年金局は機構に任せ切りで何も監督していない。重大問題が生じた場合のみ、世論の顔色をうかがって事後的に大慌てで指示するのみであることは、平成27年6月のコンピュータウィルスによる基礎年金番号等流出事件を見てのとおりである。

本省年金局に監督能力がなく、機構内部で適切な運用がなされないとの危機感を政府が抱いた故に、資料4のとおり、平成27年7月29日より、年金事業管理部会委員弁護士を窓口にした通報制度が設置されたのである。

しかしながら、これをもって行政による監督が適切になされるわけではない。なぜなら、社会保険に関する専門家は極めて希少であって、行政にかかわる者のみでは機構の監督は果たせないからである。

社会保険労務士試験員氏名の不開示処分の理由として、厚生労働大臣は、「そもそも当該法令に関する高度な学識を有する者は限定されていることに加え、社労士試験の試験科目として規定されてる法令は、近年における社会・経済情勢の急速な変化に対応し、」民法などの「基本法的性格を有する法律と比較して、改正も頻繁に行われ、運用に係する通達等も膨大な量に及ぶため、更にこうした情報にも精通している者は、極めて限定されたものとなって」おり、その希少さ故「試験員に欠員が生じた場合、試験事務そのものに支障を生じさせ、社労士試験の実施を困難にさせるおそれが高い」とまで主張しているのである（平成20年5月22日付け平成20年度（行情）答申第60号）。さらに、厚生労働大臣は、実務経験者を含めても希少である事情は変わらないとしている（平成24年3月6日付け平成23年度（行情）答申第526号）。

このように、本省は監督能力がなく、機構自身は規律が徹底されない組織である以上、より多くの国民の目、行政と親和性のない専門家の目も含めた監視によってしか、機構の年金事務の適正化は保持できないのであるから、法を最大限活用し、特定の数字や記号の部分等の不開示に留め、運用上の仕組みを開示して、広く国民の監視下に置く必要があるのである。

ケ 以上のとおりであるから、諮問庁の法5条1号及び4号該当性の主張には理由がなく、開示するべきである。

コ 最後に、諮問庁の理由説明書「1 経過」に関し、これまでの開示決定実績を無視した非常識な期限の特例延長を経て、平成26年1月15日付けで開示決定したことは諮問庁の主張のとおりであるが、事実はまったくお粗末なものであった。

即ち、当初は異議申立人の請求どおり、「開示決定時点の最新版」開示の処分を通知しながら、2度にわたり開示決定通知書の差替えというご都合主義的対応で、一方的に「開示請求時点の最新版」開示に主文内容を変更したのである。異議申立人はこれに不満であったが、再度開示請求すれば、さらに非常識な期限延長を仕組まれ、実質的に時宜に応じた法人文書の開示を得られないため、本件開示処分の実施に対応することとしたのである。その後、本件異議申立てを長期にわたって放置した事実は、平成27年（独情）諮問第32号事件と同様である。このように情報公開法令においても機構の「不適切不当な」手法で運用されていることを付言する。

資料（省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

本件異議申立てに係る経過は以下のとおりである。

平成25年4月8日付けで異議申立人が、機構本部に対し本件対象文書の開示請求を行った。

これに対し、処分庁は、対象文書が膨大であるため、平成25年5月8日に開示決定等の期限の特例規定の適用を行ったうえで、平成26年1月15日に原処分を行った。

なお、以下の部分は不開示とした。

(1) 被保険者・受給権者等からの相談および届出処理等に関する取扱いの一部

(2) 外部公表していない電話番号及びメールアドレス

理由

(1) 法5条1号「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び同条4号「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため。

(2) 当該法人が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、法人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条4号）ため。

しかし、異議申立人は処分庁が不開示とした部分とその理由の記載の処分取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 諮問庁としての見解

被保険者・受給権者等からの相談および届出処理等に関する取扱いの一部に関する情報は以下の2種類に大別される。

まず、特定被保険者・受給権者等（以下「特定個人A」という。）に関する記述の場合、特定個人Aは法律上保護されるべきことは公になっているという前提がある。年金業務上も特定個人Aを保護するための法律上（制度上）の特別な措置については必要性があるため、そのこと自体は不開示とすべき情報には当たらない。特定個人A自身も当該措置を受けられることを非公開とされることにより、制度を知る機会を逸し、不利益となるおそれがあると言える。しかし、機構において使用する特定個人Aを保護するための手法について、それを詳細に示すことは、無用な興味の対象となり得、また、特定個人Aにつながる情報として悪用される恐れがある。例えば、保護するための手法を知っている人物が、その情報をもとに知人や機構職員等になりすまし、特定個人Aを特定する情報を聞き出す可能性がある。そのようにして得られた情報は、特定個人Aの生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報となり、法5条1号「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。また、特定個人Aを示す管理手法が

流出した場合、新たな手法の検討・システム改修等をしなければならないという事態にまで発展し得る。それが当該者の身分を不安定なものとし、当該者にとっても機構の業務にとっても不利益につながることは言うまでもない。よって、法5条4号「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、不開示にすべきと考える。

また、特定被保険者・受給権者等（以下「特定個人B」という。）に関する記述については、特定個人Bからの求めではなく、機構の業務上の必要性により取扱いを区別している。また、取扱いを区別していることが公となった場合、当該者の不利益になるおそれがあることや、特定個人Bは少数構成員のため、特定の個人に結びつくおそれがあるとして、特定個人Bに関して、特別な取扱いを行っていること自体を不開示とする必要がある。

よって、法5条1号「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び同条4号「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、不開示にすべきと考える。

3 結論

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものと考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年7月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年8月4日 審議
- ④ 同月27日 異議申立人から意見書及び資料を収受
- ⑤ 平成28年11月22日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月7日 審議
- ⑦ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「業務処理マニュアル全編最新版」であり、具体的には、別表1ないし別表6に掲げる文書1ないし文書6である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号及び4号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分を取り消し、不開示部分を開示すべ

きであるとしているが、諮問庁は原処分を妥当としている。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示部分について

(1) 本件対象文書において不開示とされた部分は、被保険者・受給権者等からの相談及び届出処理に関する取扱いの一部、機構が公表していない電話番号及びメールアドレス並びに特定の個人の氏名等である。

理由説明書（上記第3）において、諮問庁は、被保険者・受給権者等からの相談及び届出処理に関する取扱いの一部について、下記ア及びイのように説明する。

ア 法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等

(ア) 当該者を保護するための法律上（制度上）の特別な措置

法律上（制度上）の特別な措置は必要性があるため、そのこと自体は不開示とすべき情報には当たらない。

(イ) 機構において使用する当該者を保護するための手法

当該手法を詳細に示すことは、無用な興味の対象となり得、また、特定個人につながる情報として悪用されるおそれがあり、法5条1号「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、また、当該者を示す管理手法が流出した場合、新たな手法の検討・システム改修等を行わなければならないという事態にまで発展し、同条4号柱書きに該当するため、不開示にすべきと考える。

イ 機構の業務上の必要性により取扱いを区別している被保険者・受給権者等

当該者からの求めではなく、機構の業務上の必要性により取扱いを区別している。

取扱いを区別していることが公となった場合、当該者の不利益になるおそれがあることや、当該者は少数構成員のため、特定の個人に結びつくおそれがあり、当該者に関して、特別な取扱いを行っていること自体を不開示とする必要がある。

よって、法5条1号「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び同条4号柱書きに該当するため、不開示にすべきと考える。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に更に詳しい説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のように説明する。

ア 法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等

(ア) 当該者を保護するための法律上（制度上）の特別な措置

法律上（制度上）の特別な措置は、そのこと自体は不開示とすべき情報には当たらないほか、関係法律名・条項は、不開示とすべき情報には当たらない。

（イ）機構において使用する当該者を保護するための手法等

当該手法の内容、当該手法の内容が推認される情報、又は機構が当該者に行う具体的な保護の内容は、これを公にすると、無用な興味の対象となり、また、特定の個人につながる情報として悪用されることにより、当該者の安全の確保及び秘密の保持に支障を及ぼし、その結果、新たな手法の検討やシステム改修等をしなければならなくなるなど、機構が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 機構の業務上の必要性により取扱いを区別している被保険者・受給権者等

（ア）当該者を区別している取扱い

当該者に対し機構の業務上の必要性により取扱いを区別していること自体を公にすると、当該者が無用な興味の対象となり、又は差別や偏見の一因になるおそれがあり、このような事態を回避、防止するため、新たな手法やシステム改修の検討をしなければならなくなる可能性があるなど、機構が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（イ）特別な取扱いの内容

当該者に対する特別な取扱方法の内容を公にすると、職場の関係者等には、特定の個人が当該者に該当することが判明するおそれがあり、このような事態を回避、防止するため、新たな手法やシステム改修の検討をしなければならなくなる可能性があるなど、機構が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 不開示情報該当性について

（1）特定被保険者・受給権者等に係る不開示部分について

不開示情報該当性の検討に当たっては、まず、下記アにおいて不開示部分の類型ごとに共通的な判断を行った上で、当該判断を基に、下記イにおいて個別の不開示部分について更に検討することとする。

ア 共通的な判断

（ア）法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等

a 関係法律名や当該者の呼称、あるいは、法律の目的、趣旨等から推認できる内容のものは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものには該当せず、また、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、さらに、機構が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- b 諮問庁は、機構において使用する当該者を保護するための手法の内容、当該手法の内容が推認される情報、又は機構が当該者に行う具体的な保護の内容は、これを公にすると、無用な興味の対象となり、また、特定の個人につながる情報として悪用されることにより、当該者の安全の確保及び秘密の保持に支障を及ぼし、その結果、新たな手法の検討やシステム改修等をしなければならなくなるなど、機構が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

上記諮問庁の説明は、法律の目的、趣旨等を踏まえると、否定できない。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 機構の業務上の必要性により取扱いを区別している被保険者・受給権者等

諮問庁は、当該者に対し機構の業務上の必要性により取扱いを区別していること自体の情報は、これを公にすると、当該者が無用な興味の対象となり、又は差別や偏見の一因になるおそれがあり、また、当該者に対する特別な取扱い方法の内容は、これを公にすると、職場の関係者等には、特定の個人が当該者であることが判明するおそれがあり、このような事態を回避、防止するため、新たな手法やシステム改修の検討をしなければならなくなる可能性があるなど、機構が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

上記諮問庁の説明は、機構が、業務上の必要性により、当該者について取扱いを区別して業務を行っている現状を踏まえると、否定できない。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- イ 個別の不開示部分について

- (ア) 別表1に掲げる文書1の目次、Ⅲ-4-1(1)頁及びⅢ-7-1頁ないしⅢ-7-10頁、別表3に掲げる文書3の目次の項番20、Ⅱ-1-2頁の「Point」欄、Ⅱ-1-20頁ないしⅡ-1-22頁、Ⅱ-1-39頁、Ⅱ-2-2頁の最上段、Ⅱ-2-15ないしⅡ-2-17頁、Ⅱ-20-1頁ないしⅡ-20-6頁及

びVI-2-2頁, VI-2-7頁並びに別表5に掲げる文書5の目次の「II諸変更」の項番6及び「IV進達」の項番22, I-1-2(2)頁, I-3-3(1)頁の27段目, II-6-1頁ないしII-6-6頁, IV-1-1頁並びにIV-22-1頁ないしIV-22-9頁の不開示部分について

当該部分は, 上記ア(イ)の機構の業務上の必要性により取扱いを区別している被保険者・受給権者等が特別な取扱いを受けていること自体又は特別な取扱い方法の内容が記載されており, 上記ア(イ)により, 法5条4号柱書きに該当し, 同条1号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表1に掲げる文書1の8-3頁, 22頁, 75頁, 83頁, 88頁, III-6-1頁, III-6-2頁の「関連」欄, III-6-3頁, III-6-4頁及びIII-6-7頁, 別表2に掲げる文書2の8-3頁, 22頁, 75頁, 83頁, 88頁, 別表3に掲げる文書3の目次の項番18, 8-3頁, II-18-1頁, II-18-2頁の「関連」欄, II-18-3頁, II-18-4頁及びII-18-7頁, 別表4に掲げる文書4の8-3頁, 22頁, 75頁, 83頁, 88頁, 別表5に掲げる文書5の目次の「II諸変更」の項番5, 8-3頁, 75頁, 83頁, 88頁, II-5-1頁, II-5-2頁の「関連」欄, II-5-3頁ないしII-5-7頁並びに別表6に掲げる文書6の14-2頁の不開示部分について

当該部分は, 上記ア(ア)の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等に対し, 機構において当該者を保護するための手法の内容又は当該手法の内容が推認される部分であり, 上記ア(ア)bにより, 法5条4号柱書きに該当し, 同条1号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表1に掲げる文書1の15-8頁及び15-9頁, I-2-8頁及びI-2-9頁, I-5-2頁の「手順」欄の「見出し欄②住所変更届」及びII-3-3頁の「手順」欄の「見出し欄(2)手続きの時期」, 別表2に掲げる文書2の15-8頁及び15-9頁, 別表3に掲げる文書3の15-8頁及び15-9頁, 別表4に掲げる文書4の15-8頁及び15-9頁, 別表5に掲げる文書5の15-8頁及び15-9頁, II-3-9頁及びII-7-1頁並びに別表6に掲げる文書6の21-8頁及び21-9頁の不開示部分について

当該部分は, 上記ア(ア)の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等に対し, 機構が行う具体的な保護の内容が記載されており, 上記ア(ア)bにより, 法5条4号柱書きに該当し, 同条

1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
(エ) 別表1に掲げる文書1の1-2-5頁, 1-5-2頁(上記(ウ)の不開示部分を除く。), 11-3-3頁(上記(ウ)の不開示部分を除く。), 111-1-3頁及び111-2-3頁, 別表5に掲げる文書5の1-1-4頁, 1-2-4頁, 1-4-8頁, 1-5-4頁, 1-8-4頁, 1-9-4頁, 1-10-3頁, 1-11-3頁, 1-12-3頁, 1-13-4頁, 1-15-5頁, 1-16-17頁, 1-17-3頁, 11-1-3頁, 11-2-3頁, 11-3-3頁, 11-7-3頁, 11-9-3頁, 11-9-4頁, 111-1-3頁, 111-2-3頁, 111-3-2頁, 111-4-2頁, 111-6-2頁, 111-7-2頁, 111-8-2頁, 111-9-2頁, 111-20-12頁, 111-1-4頁, 111-2-4頁, 111-1-4頁, 111-2-17頁, 111-1-4頁, 111-2-17頁, 111-1-(1)-4頁及び111-1-(3)-3頁, 別表6に掲げる文書6の給-7頁, 給-34頁及び給-42頁の不開示部分について

当該部分は、上記ア(ア)の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等に係る照会を受ける際の注意すべきことが記載されている。

a 当該部分のうち、別表1に掲げる文書1の1-2-5頁, 1-5-2頁(上記(ウ)の不開示部分を除く。), 11-3-3頁(上記(ウ)の不開示部分を除く。), 111-1-3頁及び111-2-3頁の「手順」欄の括弧書き及び「Point」欄, 別表5に掲げる文書5の1-1-4頁, 1-2-4頁, 1-4-8頁, 1-5-4頁, 1-8-4頁, 1-9-4頁, 1-10-3頁, 1-11-3頁, 1-13-4頁, 11-3-3頁, 11-7-3頁, 111-20-12頁, 111-1-4頁, 111-2-4頁, 111-1-(1)-4頁及び111-1-(3)-3頁の「手順」欄の括弧書き及び5行目以降並びに「Point」欄, 1-12-3頁, 1-15-5頁, 1-17-3頁, 11-1-3頁, 11-2-3頁, 111-1-3頁, 111-2-3頁, 111-3-2頁, 111-4-2頁, 111-6-2頁, 111-7-2頁, 111-8-2頁, 111-9-2頁, 111-1-4頁, 111-2-17頁, 111-1-4頁及び111-2-17頁の「手順」欄の括弧書き及び「Point」欄, 1-16-17頁の「手順」欄の1行目及び「Point」欄, 11-9-3頁の1行目7文字目ないし41文字目, 11-9-4頁の2行目16文字目ないし4行目2文字目並びに別表6に掲げる文書6の給-7頁, 給-34頁及び給-42頁の「手順」欄の括弧書き及び「Point」欄は、上記ア(ア)の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等

に対し、機構において当該者を保護するための手法の内容又は当該手法の内容が推認される部分であり、上記ア（ア）bにより、法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分は、法律の目的、趣旨等から、推認できる内容であると認められ、上記ア（ア）aにより、法5条1号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(オ) 別表1に掲げる文書1の1-2-2頁、1-5-1(1)頁の2段目、11-3-2の「通知」欄の3段目、111-1-2頁、111-2-2頁及び111-6-2頁の「通知」欄、別表2に掲げる文書2のV-4-1頁、別表3に掲げる文書3の11-1-2頁の「通知」欄の7段目、11-1-2(1)頁、11-2-2頁の「通知」欄の4段目、11-2-3頁、11-6-2頁の「通知」欄の2段目及び3段目、11-7-1頁の「通知」欄の2段目及び3段目、11-8-1(1)頁の「通知」欄の2段目及び3段目、11-9-2頁の2段目及び3段目、11-10-2頁の「通知」欄の2段目及び3段目、11-11-2頁の2段目及び3段目、11-18-2頁の「通知」欄の1段目及び3段目、111-1-2(1)頁の7段目及び15段目、111-2-2(1)頁の7段目及び14段目、V-1-1(1)頁、V-2-1(1)頁、V-3-1(1)頁、VI-4-2頁の「通知」欄の2段目及び5段目、X-5-2(1)頁の16段目、X-5-2(2)頁、X-6-2頁の「通知」欄の6段目及び8段目、X-9-2頁の「通知」欄の6段目及び12段目、X-10-2頁の「通知」欄の7段目、X-10-3頁の6段目及びX-28-2頁の「通知」欄の2段目及び4段目並びに別表5に掲げる文書5の1-1-2(1)頁、1-2-2頁、1-3-3頁、1-4-2頁、1-5-2(1)頁、1-8-2頁の「通知」欄、1-9-2頁、1-10-2頁、1-11-2頁、1-12-2(1)頁、1-13-2頁、1-15-2頁の「通知」欄の3段目、1-16-3頁、1-17-2頁、11-1-2頁、11-2-2頁、11-3-2頁、11-5-2頁の「通知」欄、11-7-2頁、11-9-2頁、111-1-2頁、111-3-1頁、111-4-1頁、111-6-1頁、111-7-1頁、111-8-1頁、111-9-1頁及びVI-1-2頁の不開示部分について

当該部分は、上記ア（ア）の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等に対し、機構において当該者を保護するための手法の情報を含む通知又は改正通知の件名、番号及び年月日であり、当該手法が推認されるおそれがあると認められ、上記ア（ア）bにより、法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでも

なく、不開示とすることが妥当である。

- (カ) 別表1に掲げる文書1のⅠ-5-1(1)頁の1段目及びⅡ-3-2頁の「通知」欄の2段目、別表3に掲げる文書3のⅡ-1-2頁の「通知」欄の6段目、Ⅱ-2-2頁の「通知」欄の3段目、Ⅱ-6-2頁の「通知」欄の1段目、Ⅱ-7-1頁の「通知」欄の1段目、Ⅱ-8-1(1)頁の「通知」欄の1段目、Ⅱ-9-2頁の1段目、Ⅱ-10-2頁の「通知」欄の1段目、Ⅱ-11-2頁の1段目、Ⅱ-18-2頁の「通知」欄の2段目、Ⅲ-2-2(1)頁の6段目、Ⅵ-4-2頁の「通知」欄の1段目、Ⅹ-5-2(1)頁の15段目、Ⅹ-6-2頁の「通知」欄の5段目、Ⅹ-10-2頁の「通知」欄の6段目及びⅩ-28-2頁の「通知」欄の1段目並びに別表5に掲げる文書5のⅠ-15-2頁の「通知」欄の2段目の不開示部分について

当該部分は、上記(オ)の通知に定める事務を実施するための要領の件名、番号及び年月日であり、機構において上記ア(ア)の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等を保護するための手法の情報を含むものであり、当該手法が推認されるおそれがあると認められ、上記ア(ア) bにより、法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (キ) 別表1に掲げる文書1のⅢ-3-1頁及びⅢ-6-2頁の「疑義照会」欄、別表2に掲げる文書2のⅡ-2-3(4)頁及びⅡ-2-3(6)頁の「疑義照会」欄、別表3に掲げる文書3のⅡ-18-2頁の「疑義照会」欄及びⅢ-2-2(2)頁並びに別表5に掲げる文書5のⅠ-3-3(1)頁の17段目、Ⅰ-4-4頁、Ⅰ-13-3頁、Ⅱ-5-2頁の「疑義照会」欄及びⅤ-2-2(2)頁の不開示部分について

当該部分は、上記(オ)の通知に定める事務等を実施するに当たり、実務上生じた当該通知の解釈等に関する疑義照会及び回答の文書の件名、番号及び年月日であり、機構において上記ア(ア)の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等を保護するための手法の情報を含むものであり、当該手法が推認されるおそれがあると認められ、上記ア(ア) bにより、法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (ク) 別表3に掲げる文書3のⅡ-16-2頁及びⅢ-1-2(1)頁の9段目、Ⅲ-2-2(1)頁の10段目、Ⅹ-9-2頁の「通知」欄の7段目並びにⅩ-10-3頁の1段目の不開示部分について

当該部分は、上記ア（ア）の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等に対し、機構において当該者を保護するための手法の情報を含む公的医療保険の取扱いに関する通知の件名、番号及び年月日であり、当該手法が推認されるおそれがあると認められ、上記ア（ア）bにより、法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ケ) 別表1に掲げる文書1のⅢ-6-2頁、別表3に掲げる文書3のⅡ-18-2頁及び別表5に掲げる文書5のⅡ-5-2頁のそれぞれの「条文」欄の不開示部分について

当該部分は、上記ア（ア）の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等に関係する法律名及び条項が記載されており、上記ア（ア）aにより、法5条1号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(コ) 別表3に掲げる文書3の22頁、75頁、83頁及び88頁、別表5に掲げる文書5の22頁並びに別表6に掲げる文書6の28頁の不開示部分について

当該部分は、上記ア（ア）の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等に対し、機構において当該者を保護するための手法の内容が推認される部分である。

a 当該部分のうち、別表3に掲げる文書3の22頁の「制度区分」欄、75頁の右欄、83頁の右欄及び88頁の右欄、別表5に掲げる文書5の22頁の「制度区分」欄並びに別表6に掲げる文書6の28頁の「制度区分」欄は、原処分で既に開示されており（別表1に掲げる文書1の22頁、75頁、83頁及び88頁並びに別表4に掲げる文書4の22頁）、上記ア（ア）aにより、法5条1号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b その他の部分は、上記ア（ア）の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等に対し、機構において当該者を保護するための手法の内容が推認される部分であり、上記ア（ア）bにより、法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(サ) 別表3に掲げる文書3のⅡ-1-15頁、Ⅱ-2-11頁、Ⅱ-6-5頁、Ⅱ-7-4頁、Ⅱ-8-7頁、Ⅱ-9-7頁、Ⅱ-10-4頁、Ⅱ-11-4頁、Ⅲ-1-12頁、Ⅲ-2-4頁、Ⅲ-2-8頁、Ⅲ-2-11頁ないしⅡ-2-23頁、Ⅴ-1-7頁、Ⅴ-2-6頁、Ⅴ-2-7頁、Ⅴ-3-4頁、Ⅴ-3-5頁、Ⅴ-4-7頁、Ⅴ-5-4頁、Ⅵ-4-1頁及びⅩ-0-1頁の不開示部

分について

当該部分には、上記ア（ア）の法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等に対し、機構が行う具体的な事務の内容が記載されている。

a 当該部分のうち、Ⅲ－２－４頁の「Point」欄並びにⅢ－２－１１頁の「見出し」欄、「手順」欄及び「Point」欄の１行目ないし５行目は、法律の目的、趣旨等から、推認できる内容であると認められ、上記ア（ア）aにより、法５条１号及び４号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b その他の部分は、機構において当該者を保護するための手法の内容が分かり、又は推認される部分であり、上記ア（ア）bにより、法５条４号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（２）機構が公表していない電話番号及びメールアドレス

別表１に掲げる文書１の５０頁ないし５２頁及び１１０頁、別表２に掲げる文書２の５０頁ないし５２頁及び１１０頁、別表３に掲げる文書３の５０頁ないし５２頁及び、１１０頁、Ⅰ－１０－１０２頁及びⅧ－６－４頁、別表４に掲げる文書４の５０頁ないし５２頁及び１１０頁並びに別表５に掲げる文書５の５０頁ないし５２頁、１１０頁、Ⅳ－１８－１８頁ないしⅣ－１８－２０頁、Ⅳ－１８－２２頁、Ⅳ－１８－２３頁、Ⅳ－１８－２６頁ないしⅣ－１８－３０頁、Ⅵ－３－３頁、Ⅵ－３－６頁、Ⅶ－２－２４頁、Ⅶ－３－３頁、Ⅶ－３－４頁及びⅦ－３－６頁の不開示部分について

当該部分は、機構が公表していない電話番号及びメールアドレスであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、機構が必要とする際の緊急の連絡先や部外との連絡に支障を来すなど、機構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条４号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

（３）特定の個人の氏名等

別表５に掲げる文書５のⅠ－１６－６８頁ないしⅠ－１６－７５頁及びⅣ－１０－１９頁の不開示部分について

当該部分には、個人の氏名及び生年月日又は個人の署名が記載されている。

ア 当該部分のうち、Ⅰ－１６－６頁ないしⅠ－１６－７４頁は、個人の氏名及び生年月日であり、Ⅳ－１０－１９頁は、個人の署名であり、これらの情報は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認めら

れ、また、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もないことから、法5条1号に該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該部分のうち、1-16-75頁は、諮問庁によると架空の氏名例であるとしており、当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものには該当せず、また、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、さらに、機構が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 付言

本件においては、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表1ないし別表6の3欄に掲げる部分は、同条1号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分については、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表1 文書1（国民年金〔適用〕）

1 不開示部分が含まれる頁	2 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法5条該当号）		3 不開示部分のうち開示すべき部分
	1号	4号 柱書き	
目次	○	○	
8-3頁	○	○	
15-8頁及び15-9頁	○	○	
22頁	○	○	
50頁ないし52頁		○	
75頁, 83頁及び88頁	○	○	
110頁		○	
1-2-2頁	○	○	
1-2-5頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目（ただし, 括弧書きを除く。）
1-2-8頁及び1-2-9頁	○	○	
1-5-1（1）頁	○	○	
1-5-2頁	○	○	「見出し」欄, 当該「見出し」欄に係る「手順」欄の1行目ないし4行目（ただし, 括弧書きを除く。）
II-3-2頁	○	○	
II-3-3頁	○	○	「見出し」欄, 当該「見出し」欄に係る「手順」欄の1行目ないし4行目（ただし, 括弧書きを除く。）
III-1-2頁	○	○	
III-1-3頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目（ただし, 括弧書きを除く。）

Ⅲ－２－２頁	○	○	
Ⅲ－２－３頁	○	○	「見出し」欄，「手順」欄の１行目 ないし４行目（ただし，括弧書き を除く。）
Ⅲ－３－１頁	○	○	
Ⅲ－４－１（１）頁	○	○	
Ⅲ－６－１頁	○	○	
Ⅲ－６－２頁	○	○	「条文」欄
Ⅲ－６－３頁，Ⅲ－６ －４頁及びⅢ－６－７ 頁	○	○	
Ⅲ－７－１頁ないしⅢ －７－１０頁	○	○	

別表2 文書2 ((国民年金〔保険料〕))

1 不開示部分が含まれる頁	2 諮問庁が主張する不開示情報該当性(法5条該当号)		3 不開示部分のうち開示すべき部分
	1号	4号 柱書き	
8-3頁	○	○	
15-8頁及び15-9頁	○	○	
22頁	○	○	
50頁ないし52頁		○	
75頁, 83頁及び88頁	○	○	
110頁		○	
II-2-3(4)頁及びII-2-3(6)頁	○	○	
V-4-1頁	○	○	

別表3 文書3（厚生年金〔適用〕）

1 不開示部分が含まれる頁	2 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法5条該当号）		3 不開示部分のうち開示すべき部分
	1号	4号 柱書き	
目次	○	○	
8-3頁	○	○	
15-8頁及び15-9頁	○	○	
22頁	○	○	「制度区分」欄
50頁ないし52頁		○	
75頁, 83頁及び88頁	○	○	各頁の右欄（「決裁（専決者）」欄）
110頁		○	
I-10-102頁		○	
II-1-2頁及びII-1-2(1)頁	○	○	
II-1-15頁	○	○	
II-1-20頁ないしII-1-22頁, II-1-39頁	○	○	
II-2-2頁及びII-2-3頁	○	○	
II-2-11頁	○	○	
II-2-15頁ないしII-2-17頁	○	○	
II-6-2頁	○	○	
II-6-5頁	○	○	
II-7-1頁	○	○	
II-7-4頁	○	○	
II-8-1(1)頁	○	○	
II-8-7頁	○	○	
II-9-2頁	○	○	
II-9-7頁	○	○	

II-10-2頁	○	○	
II-10-4頁	○	○	
II-11-2頁	○	○	
II-11-4頁	○	○	
II-16-2頁	○	○	
II-18-1頁	○	○	
II-18-2頁	○	○	「条文」欄
II-18-3頁, II-18-4頁及びII-18-7頁	○	○	
II-20-1頁ないしII-20-6頁	○	○	
III-1-2(1)頁	○	○	
III-1-12頁	○	○	
III-2-2(1)頁及びIII-2-2(2)頁	○	○	
III-2-4頁	○	○	「Point」欄
III-2-8頁	○	○	
III-2-11頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄, 「Point」欄の1行目ないし5行目
III-2-12頁ないしIII-2-23頁	○	○	
V-1-1(1)頁	○	○	
V-1-7頁	○	○	
V-2-1(1)頁	○	○	
V-2-6頁及びV-2-7頁	○	○	
V-3-1(1)頁	○	○	
V-3-4頁及びV-3-5頁	○	○	
V-4-7頁, V-5-4頁	○	○	
VI-2-2頁	○	○	
VI-2-7頁	○	○	
VI-4-1頁及びVI-4-2頁	○	○	
VIII-6-4頁		○	

X-0-1頁	○	○	
X-5-2(1)頁及びX-5-2(2)頁	○	○	
X-6-2頁	○	○	
X-9-2頁	○	○	
X-10-2頁及びX-10-3頁	○	○	
X-28-2頁	○	○	

別表4 文書4（厚生年金〔徴収〕）

1 不開示部分が含まれる頁	2 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法5条該当号）		3 不開示部分のうち開示すべき部分
	1号	4号 柱書き	
8-3頁	○	○	
15-8頁及び15-9頁	○	○	
22頁	○	○	
50頁ないし52頁		○	
75頁, 83頁及び88頁	○	○	
110頁		○	

別表5 文書5（年金給付）

1 不開示部分が含まれる頁	2 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法5条該当号）		3 不開示部分のうち開示すべき部分
	1号	4号 柱書き	
目次	○	○	
8-3頁	○	○	
15-8頁及び15-9頁	○	○	
22頁	○	○	「制度区分」欄
50頁ないし52頁		○	
75頁, 83頁及び88頁	○	○	
110頁		○	
1-1-2(1)頁及び1-1-2(2)頁	○	○	
1-1-4頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目（ただし, 括弧書きを除く。）
1-2-2頁	○	○	
1-2-4頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目（ただし, 括弧書きを除く。）
1-3-3頁及び1-3-3(1)頁	○	○	
1-4-2頁	○	○	
1-4-4頁	○	○	
1-4-8頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目（ただし, 括弧書きを除く。）
1-5-2(1)頁	○	○	

1-5-4 頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
1-8-2 頁	○	○	
1-8-4 頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
1-9-2 頁	○	○	
1-9-4 頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
1-10-2 頁	○	○	
1-10-3 頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
1-11-2 頁	○	○	
1-11-3 頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
1-12-2(1) 頁	○	○	
1-12-3 頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
1-13-2 頁, 1- 13-3 頁	○	○	
1-13-4 頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
1-15-2 頁	○	○	
1-15-5 頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)

I-16-3頁	○	○	
I-16-17頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の2行目 ないし5行目
I-16-68頁ないし I-16-74 頁	○	○	
I-16-75頁	○	○	全て
I-17-2頁	○	○	
I-17-3頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
II-1-2頁	○	○	
II-1-3頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
II-2-2頁	○	○	
II-2-3頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
II-3-2頁	○	○	
II-3-3頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
II-3-9頁	○	○	
II-5-1頁	○	○	
II-5-2頁	○	○	「条文」欄
II-5-3頁ないしII -5-7頁	○	○	
II-6-1頁ないしII -6-6頁	○	○	
II-7-1頁, II-7 -2頁	○	○	
II-7-3頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
II-9-2頁	○	○	
II-9-3頁	○	○	1行目1文字目ないし6文字目及 び1行目42文字目ないし2行目

II-9-4頁	○	○	1行目, 2行目1文字目ないし15文字目及び4行目3文字目ないし5行目
III-1-2頁	○	○	
III-1-3頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目(ただし, 括弧書きを除く。)
III-2-3頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目(ただし, 括弧書きを除く。)
III-3-1頁	○	○	
III-3-2頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目(ただし, 括弧書きを除く。)
III-4-1頁	○	○	
III-4-2頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目(ただし, 括弧書きを除く。)
III-6-1頁	○	○	
III-6-2頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目(ただし, 括弧書きを除く。)
III-7-1頁	○	○	
III-7-2頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目(ただし, 括弧書きを除く。)
III-8-1頁	○	○	
III-8-2頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目(ただし, 括弧書きを除く。)
III-9-1頁	○	○	
III-9-2頁	○	○	「見出し」欄, 「手順」欄の1行目ないし4行目(ただし, 括弧書きを除く。)
IV-1-1頁	○	○	
IV-10-19頁	○	○	
IV-18-18頁ないしIV-18-20頁,		○	

IV-18-22頁及び IV-18-23頁, IV- 18-26頁ないし IV-18-30頁			
IV-20-12頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
IV-22-1頁ないし IV-22-9頁	○	○	
V-1-4頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
V-2-2(2)頁	○	○	
V-2-4頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
VI-1-2頁	○	○	
VI-1-4頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
VI-2-17頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
VI-3-3頁, VI-3- 6頁		○	
VII-1-4頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
VII-2-17頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
VII-2-24頁, VII- 3-3頁, VII-3-4 頁及びVII-3-6頁		○	
VIII-1-(1)-4頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目 ないし4行目(ただし,括弧書き を除く。)
VIII-1-(3)-3頁	○	○	「見出し」欄,「手順」欄の1行目

			ないし4行目（ただし、括弧書きを除く。）
--	--	--	----------------------

別表6 文書6（社会保障協定）

1 不開示部分が含まれる頁	2 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法5条該当号）		3 不開示部分のうち開示すべき部分
	1号	4号 柱書き	
14-2頁	○	○	
21-8頁及び21-9頁	○	○	
28頁	○	○	「制度区分」欄
給-7頁	○	○	「見出し」欄、「手順」欄の1行目ないし3行目（ただし、括弧書きを除く。）
給-34頁	○	○	「見出し」欄、「手順」欄の1行目ないし3行目（ただし、括弧書きを除く。）
給-42頁	○	○	「見出し」欄、「手順」欄の1行目ないし3行目（ただし、括弧書きを除く。）